



議 案 第 一 七 号

教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を

改正する条例について

教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとす。

昭和卅九年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の
一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例（昭和三十三年三朝町条例
オ上号）の一部を次のとおり改正する。

オニ条中 給料の月額額は「四万五千円以内」とあるを「六万円以内」に改める。

附 則

この条例は公布の日から施行し昭和三十八年十月一日より適用する。